

2021/10/14 05:44

## ◎【円債投資ガイド】格差への対応と金融所得課税の課題＝日本総研・河村氏（14日）

河村小百合・日本総合研究所調査部主席研究員＝“成長と分配の好循環”を旗印に掲げる岸田新政権がスタートを切った。9月の自民党総裁選の時点では格差の拡大への対応が主な論点の一つとなり、岸田氏も金融所得課税の“1億円の壁”の打破を政策集に盛り込んでいた。ところが首相に就任するや否や、10月8日の所信表明演説から、この“金融所得課税の見直し”をあっさり“当面、棚上げ”してしまった。

これには、岸田政権誕生後の株価の行方に気をもんでいた金融市場の関係者は、さぞかしほっとしたことだろう。他方、岸田氏は党内でもリベラルの宏池会出身でもあり、総裁選での論議の盛り上がりもあって期待を膨らませていた国民の側は、完全な“肩透かし”を食らった格好だ。

わが国の所得税は累進課税方式で、課税所得4,000万円以上の場合に適用される最高税率は45%。もし所得が給与所得のみであれば、課税所得額が膨らめば膨らむほど、所得税の実際の負担率は45%に近づいていくはずだ。ところが国税庁によれば、2019年時点における所得税の所得階層別の実際の負担率は、例えば所得500万円であれば5%弱、1,000万円です約11%、と上がっていくが、正確には所得5,000万円超～1億円の階層の約28%が最高で、それより上はピーク・アウトしてしまう。それ以上の所得階層では、10億円超～20億円だと20%強、100億円超の場合は約16%の所得税しか負担していない。こうした“1億円の壁”が形成されてしまう大きな理由の一つに、税率は一律20%で分離課税が許される金融所得課税制度がある。課税所得1億円超の富裕層は、所得が多ければ多いほど、金融所得が所得全体に占める割合が大きい。要するに、現行の金融所得税制は、累進課税方式のはずの所得税の最高税率を形骸化させる要因として機能しているうえ、こうした税制だからこそ、富裕層はさらに金融資産の保有を増やそうとするはずで、事実上、格差をさらに増幅させる装置として機能してしまっている。

格差の拡大は、わが国に限った話ではない。リーマン・ショック以降の超金融緩和を背景に拡大していたものが、コロナ禍で一段と鮮明になっている、というのが主要国をはじめとする世界全体の流れだ。

米国でもコロナ禍で格差の拡大が際立つことになり、バイデン氏は大統領選挙の段階から、コロナ後の米国経済の再生に向けた成長戦略の財源の一つに富裕層増税を充てることを公約し、就任後の本年4月には総額4兆ドル（約440兆円相当）規模にも上る「米国家族計画」「米国雇用計画」という中長期の米国経済の成長戦略を発表した。このうちの「米国家族計画」の財源として、バイデン大統領は公約通り、①個人所得税の最高税率を37%から39.6%に引き上げることや、②年収100万ドル（約1.1億円相当）以上の富裕世帯を対象に、株式等の譲渡益（キャピタル・ゲイン）に対する税率を、個人所得税の最高税率に等しい39.6%（現行水準の約2倍）に引き上げることが掲げられた。

もっともその後は、共和党側の反対姿勢や民主党内での路線対立もあって、対策全体の規模が3.5兆ドルに縮小されたほか、キャピタル・ゲインに対する税率の引き上げは25%止まりとする方向で着地が図られている。半面、個人所得税の最高税率はバイデン大統領の提案通り、年収40万ドル（約4,400万円相当）超の場合には39.6%にまで引き上げることとされているのに加え、500万ドル（約5.5億円相当）を超える部分の所得に関してはさらに3%の付加税率を上乗せすることが提案され、米議会での議論がなお、継続されている。米国においてもわが国

と同様、こうした方向の政策運営に対しては、金融関係者等をはじめとする反対意見ももちろん根強い。そうしたなかでも、バイデン政権としては、格差の縮小を通じて米国経済の中長期的な成長基盤の強化を図る、という政策運営の実現に向け、足固めが着々と進められているといえよう。

ちなみに米国ではこの間、本年6月に、調査報道を専門とするNPOであるプロパブリカが、内国歳入庁（IRS）から独自のルートで入手したデータに基づき、「アマゾンの創業者のベゾス氏や電気自動車大手テスラのCEOのマスク氏といった同国の超富裕層が所得税を“殆ど納税していないのに等しい”」と報じ、その要因の一つとして、彼らが多額に保有する金融資産に対する課税水準の低さを指摘した。これを契機に、金融所得課税の在り方に関する米国社会全体の問題意識が一段と高まり、議論が活発化している。米国でも、株式等の金融資産を保有しても、売却して損益が確定しない限り、課税されることはない。また、配当等の期間収益に対する税率も給与所得よりは低い。そうしたなか、「ネット富裕税（net wealth tax）」も議論の俎上にはのぼるようになってきている。これは、OECD（経済協力開発機構）も2018年に導入を提言しているもので、毎年、納税者が保有する資産（金融資産を含む）残高に対して、実際の期間収益の額にかかわらず、一定率を乗じて課税するというものだ。とりわけ富裕層が保有する幅広い資産を対象とし得るほか、相場変動にも中立的である、というメリットがあると考えられている。この考え方に立ち、例えば、民主党左派のウォーレン上院議員は、500万ドル超のネット資産には2%、10億ドル超の部分には3%を課すというネット富裕税の案を提唱している。また、有力紙ワシントン・ポストもこうした「ネット富裕税」を支持する姿勢を打ち出している。こうした新たな提案を含む、米国社会全体としての金融所得課税の在り方に関する活発な議論は、現在進行しているバイデン政権の政策運営に直ちに盛り込まれるにはさすがに至らないものの、今後の同国の税制運営には、一定の影響を及ぼしていくものとみられる。

ひるがえってわが国では、岸田新首相は金融所得課税の見直しを早くも“棚上げ”してしまった。こうした姿勢への反発の声もきかれるのは、それが、「貧富の格差の増幅装置をそのまま放置する」ことを意味することに気付いている国民が少なくないことの裏返しでもあるだろう。米紙ワシントン・ポストは、「資産ギャップを縮小するためには、①底辺の人々により多くの機会を与える、②頂点の人々の不相応な利得を刈り取る、という“二又の攻撃”が必要だ、としている。岸田首相は、“二又”のうち、前者に先に取り組み、後者は後回しにする、としたが、果たしてそれでうまくわが国の社会が変容していくものか。

これまでは“タブー視”されてきたようでもある金融所得課税の“1億円の壁”について、今回の自民党総裁選を通じて、この問題が広く報じられ、国民全体の眼にも届くようになったことは大きな前進だろう。他方、改革の方向性の選択肢として、金融所得に対する税率20%の一律の引き上げばかりに片寄ってとり上げられるのはいかがなものか。“格差の縮小”という政策も掲げるのであれば、わが国としても、税率は据え置いても“総合課税化”を目指せば相当な税収増も見込めるはずであり、こうした方向性のもとでの改革の枠組みも、選択肢のなかを含めて国民に示すべきなのではないか。

税を、どのような形で、国民のどのような層が負担するのが公平なのかは、与党税調でのクローズな議論で決着させてしまわず、広く社会全体で議論する必要がある。コンセンサスが形成されるまでには、一定の期間をかけて、社会全体で議論を尽くすことも必要だろう。米国の例にもならない、新たな課税の在り方も含めて広く社会全体で活発に議論し、時代の変化に応じた公平で実効性の高い税制の枠組みを構築していくことが、経済全体の成長基盤を強化し、金融市場の利益にも資することになるであろう。（了）

[/20211014NNN0013]

© Copyright Jiji Press Ltd. All rights reserved